

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

昭和 57 年に会社を退職後、すぐに国民年金に加入した。保険料は、夫婦二人分を妻が市役所での窓口納付又は口座振替のいずれかの方法で支払っていたはずである。申立期間について、妻に納付記録があつて私が未納であるのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

市役所で保管している申立人に係る被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は昭和 59 年 8 月 31 日に行われ、国民年金手帳記号番号は同年 9 月 14 日に社会保険事務所で払い出されていることが確認できるとともに、加入手続と同時に付加年金の加入申出が行われていることも申立人の所持する年金手帳から確認できる。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和 52 年 4 月に任意加入以降適切に種別変更の切替えを行い 60 歳までの期間はすべて納付しているとともに、市の口座振替制度開始と同時に納付方法を口座振替に変更しており、申立人に係る納付方法も口座振替とするなど納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の会社退職後の未納期間である昭和 57 年 9 月から 59 年 7 月までの期間について、59 年 9 月、同年 10 月及び 60 年 12 月にそれぞれ過年度納付により完納していることから、申立人の妻は保険料納付に対し積極的であることもうかがえる。

加えて、申立期間は 8 か月と短期間である上、申立期間後の昭和 60 年度については付加保険料も含めて現年度納付をしており、納付意識の高い申立人

の妻が、加入手続と同時に付加年金の加入申出をしているにもかかわらず納付をしないとは考え難く、手続の後に現年度納付をしていたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から同年12月まで

私が経営していた会社が厚生年金保険の新規適用事業所となってしばらくしたところに、夫婦二人分の国民年金の納付書が自宅に届き、妻がその納付書を持って、金融機関で納付したと聞いている。

国民年金保険料を納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和41年度以降、申立期間の3か月を除き国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、夫婦二人の保険料を納付したとする申立人の妻も申立人と同様に国民年金加入期間は申立期間の3か月を除きすべて納付していることから申立人夫婦の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、自身が経営していた事業所が昭和59年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となってしばらくしたところに、夫婦二人分の国民年金の納付書が自宅に届いたとしており、社会保険事務所の記録から申立人に対し過年度納付書が60年10月9日に作成されていることが確認できる上、納付書により金融機関で納付したとする申立人の妻が記憶している保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、納付書が作成された当時には申立人が経営していた事業所における申立人夫婦の標準報酬月額が高額であり、資力は十分であったことがうかがえることから、社会保険事務所から送付された納付書により納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から同年12月まで
夫が経営していた会社が厚生年金保険の新規適用事業所となってしばらくしたところに、夫婦二人分の国民年金の納付書が自宅に届き、私とその納付書を持って、金融機関に納付した。
国民年金保険料を納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和41年度以降、申立期間の3か月を除き国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の夫が経営していた事業所が昭和59年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となってしばらくしたところに、夫婦二人分の国民年金の納付書が自宅に届いたとしており、社会保険事務所の記録では申立人の夫に対し過年度の納付書が60年10月9日に作成されていることから申立人にも同様に納付書が作成されていたものと推察できる上、納付書により金融機関で納付したとする申立人が記憶している保険料額は、申立期間の保険料とおおむね一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、納付書が作成された当時には申立人の夫が経営していた事業所における申立人夫婦の標準報酬月額が高額であり、資力は十分であったことがうかがえることから、社会保険事務所から送付された納付書により納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年に国民年金に加入してからは、欠かさず保険料を納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も必ず行い、未納期間が生じないように努めてきた。申立期間について、納付した保険料が記録されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であると共に、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付又は免除申請しており、国民年金への加入意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、過去 2 回の厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行っており、申立期間に係る手続も遅滞無く行っていたものと考えるのが自然である。

さらに、市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、検認記録欄には、納付期間より前の年度の日付で保険料を収納した旨の記載、収納日の二重押印、還付日より先の年度の期間の保険料を還付した旨の記載など、不自然な点が多数あり、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

毎年夫婦で免除申請していたが、昭和40年度について、妻だけ免除が承認されている。また、38年度については、妻は8か月、妹は12か月納付となっており、私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、保険料納付を行っていた申立人の妻は、一部期間が未納となっている上、保険料納付に係る記憶も定かでない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の妻は、当該期間について、免除申請が承認されており、同じ行商をし、同程度の収入であったと考えられる兄夫婦も免除申請が承認されている。

また、申立期間の前後を通じ、申立人の生活状況に大きな変化はみられない上、当該期間を除き、20年以上にわたり、夫婦揃って免除申請が承認されていることから、申立人だけが免除申請を行わず、又は、免除申請が却下されたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月

私は、国民年金保険料の納付については、住所地の納付組織の集金で納めていたので、未納になることはない。また、厚生年金保険に加入したのは、昭和 56 年 5 月 1 日であり、同年 4 月の国民年金保険料が還付と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になって約 4 年間は国民年金に未加入であったが、昭和 49 年 4 月に国民年金に加入してからは、厚生年金保険加入期間以外はすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、A 役場で保管している国民年金検認票の昭和 56 年 4 月の欄には、当初検認印が押されており、保険料納付済期間であったことが確認できるが、その後、検認印の取消しの表示があり、「厚年加入の為還付済」と記載されている。

しかし、申立人が勤務していた B 社での申立人の被保険者記録が記載された健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険事業所原票によると、当該事業所の社会保険新規適用日及び申立人の厚生年金保険資格取得日が昭和 56 年 5 月 1 日であることが確認でき、同年 5 月からは厚生年金保険の被保険者期間であると認められることから、同年 4 月は国民年金の強制加入期間であることが確認できる。

このため、本来取消してはならない昭和 56 年 4 月の国民年金保険料の納付記録を行政機関が不適切な事務処理により、取消された結果、同年 4 月の保険料が未納の記録となったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 10 月に結婚し、私の国民年金保険料は、37 年 4 月から、夫及び夫の両親と一緒に夫が集金人に納付していたはずである。夫及び夫の両親の国民年金保険料が納付済となっているのに、私の保険料だけが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については、申立人の夫が家族 4 人分の保険料をまとめて、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地域では納税組合による集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立期間については、申立人の夫及び夫の両親の保険料は納付済みとなっており、申立人だけ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の夫の両親は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月に加入し、保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫についても、申立期間後の昭和 39 年 4 月から平成 3 年 3 月まで、300 か月以上継続して保険料を納付しており、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月16日から同年6月16日まで

昭和26年にB社へ就職し、平成8年に退職するまで一貫して同社やその子会社で働いてきた。転籍の際に1か月間空白が出来てしまっているが、継続して勤務し、保険料も控除されていたので記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び申立人が所持している給与明細書により、申立人が同社のグループ企業であるA社へ昭和61年5月16日に転籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年6月の給与明細書における厚生年金保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、B社の担当者は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の記載を誤ったとしていることから、事業主が申立期間に係る資格取得日を昭和61年6月16日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年5月までの期間及び54年10月から58年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から47年5月まで
② 昭和54年10月から58年7月まで

昭和44年11月から47年5月までは自身に収入が無かったため母親が払ってくれていたと記憶している。

昭和54年10月から58年7月までは失業中であったため、生活が苦しい中分納した記憶がある。

納付した記憶があるので再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、分割により納付したとしているが、保険料額、納付方法及び納付場所の具体的な記憶が無く納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年4月20日に払い出されていることは確認できるものの、ほかに申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、その時点において申立期間①及び②については時効により納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私は、銀行を退職してすぐに、当時居住していたA町の役場に出向き、国民年金の加入手続をして申立期間の保険料を納付した。しかし、当該期間は納付が記録されていない。納得できないので調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行を退職後、A町役場において国民年金の加入手続を行った際、申立期間の保険料を同役場で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月14日にB市で払い出されていることが確認できる上、実地に国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、それ以前にA町で加入手続を行った形跡は認められない。

また、申立人が2冊しか所持していないとする国民年金手帳のうち、先に発行されたものには、昭和51年4月14日に払い出された国民年金手帳記号番号やB市の住所が記載されていることから、これが申立人に対して初めて払い出された国民年金手帳記号番号であると考えるのが自然であり、申立期間中にA町役場で加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及びB市が保管する申立人に係る被保険者名簿により、申立人の被保険者資格の記録を確認すると、昭和49年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、未納期間が生じないように、役場職員に確認のうえ、未納期間があればさかのぼって保険料を納付したことから、申立期間の保険料

も納付しているはずであるとも主張しているが、申立期間は未加入期間であることから、役場職員が当該期間を未納期間であると説明するとは考え難く、未納期間が無いようにしたことをもって、申立期間の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 56 年 3 月まで

昭和 51 年 8 月に満 20 歳を迎えたのを機に、村役場から国民年金加入の勧奨通知があり、当時、A 県に居住していた私に代わり、両親が加入手続を行い、両親と一緒に父の口座から保険料を振替してくれたと聞いている。調査の上、未納となっている 56 か月の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に役場からの加入勧奨通知を受け、両親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当時、役場が新成人に対して個別に国民年金の加入勧奨を行ったことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月 30 日に職権で払い出されていることが確認でき、実地に払出簿を確認しても、それ以前に加入手続を行った形跡は認められないことから、当該番号が最初の番号であったと考えるのが自然で、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、両親の国民年金保険料と共に、申立人の父親の口座から口座振替により保険料を納付したと主張しているが、申立人の両親の納付記録があるにもかかわらず、申立人のみ何年間も納付が記録されなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月3日から22年3月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
当時の業務内容や社内行事を覚えており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

就業時の状況に関する申立人の主張が具体的であることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が管理している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人は、「同じ業務をしていた先輩が自分よりも先に退職した。」と述べているが、社会保険事務所が管理している同社の同被保険者名簿には申立期間中に資格を喪失している者は見当たらない。さらに、申立人が名前を挙げ、勤務形態の同質性が高い元同僚に係る厚生年金保険の資格取得日は、申立期間後の昭和22年4月6日であることから、同社は、入社から一定期間を経過した者に対して厚生年金保険の資格取得手続を行っていた可能性も考えられる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、同社において申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。